

2026・2

いわき市議会定例会議案

令和8年2月

提 出 議 案

議案第 1 号	いわき市職員倫理条例の制定について	7
議案第 2 号	いわき市長の給与の特例に関する条例の制定について	13
議案第 3 号	いわき市アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	17
議案第 4 号	いわき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	23
議案第 5 号	いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金条例及びいわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例の廃止について	39
議案第 6 号	いわき市情報公開条例の改正について	43
議案第 7 号	いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について	47
議案第 8 号	いわき市職員の給与に関する条例の改正について	53
議案第 9 号	いわき市職員等の旅費に関する条例の改正について	57
議案第 10 号	いわき市行政財産使用料条例の改正について	79
議案第 11 号	いわき市税特別措置条例の改正について	83
議案第 12 号	いわき市集会所条例の改正について	87
議案第 13 号	いわき市国民健康保険税条例の改正について	91
議案第 14 号	いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例の改正について	99
議案第 15 号	いわき市農業集落排水処理施設条例の改正について	103
議案第 16 号	いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正について	107
議案第 17 号	いわき市保健衛生関係手数料条例の改正について	111
議案第 18 号	いわき市立小学校及び中学校条例の改正について	115
議案第 19 号	いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	119

議案第20号	いわき市敬老祝金支給条例の改正について	123
議案第21号	いわき市中央卸売市場業務条例の改正について	127
議案第22号	いわき市工場等立地促進条例の改正について	131
議案第23号	いわき市都市公園条例の改正について	143
議案第24号	いわき市道路占用料条例の改正について	149
議案第25号	令和7年度いわき市一般会計補正予算（第8号）	（別紙）
議案第26号	令和7年度いわき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	（別紙）
議案第27号	令和7年度いわき市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	（別紙）
議案第28号	令和7年度いわき市介護保険特別会計補正予算（第4号）	（別紙）
議案第29号	令和7年度いわき市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	（別紙）
議案第30号	令和7年度いわき市温泉給湯事業特別会計補正予算（第3号）	（別紙）
議案第31号	令和7年度いわき市水道事業会計補正予算（第4号）	（別紙）
議案第32号	令和7年度いわき市病院事業会計補正予算（第4号）	（別紙）
議案第33号	令和7年度いわき市下水道事業会計補正予算（第4号）	（別紙）
議案第34号	令和7年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	（別紙）
議案第35号	令和8年度いわき市一般会計予算	（別紙）
議案第36号	令和8年度いわき市国民健康保険事業特別会計予算	（別紙）
議案第37号	令和8年度いわき市後期高齢者医療特別会計予算	（別紙）
議案第38号	令和8年度いわき市介護保険特別会計予算	（別紙）
議案第39号	令和8年度いわき市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	（別紙）
議案第40号	令和8年度いわき市土地区画整理事業特別会計予算	（別紙）
議案第41号	令和8年度いわき市卸売市場事業特別会計予算	（別紙）

議案第42号	令和8年度いわき市競輪事業特別会計予算(別紙)
議案第43号	令和8年度いわき市温泉給湯事業特別会計予算(別紙)
議案第44号	令和8年度いわき市川部財産区特別会計予算(別紙)
議案第45号	令和8年度いわき市常磐湯本財産区特別会計予算(別紙)
議案第46号	令和8年度いわき市磐崎財産区特別会計予算(別紙)
議案第47号	令和8年度いわき市澤渡財産区特別会計予算(別紙)
議案第48号	令和8年度いわき市田人財産区特別会計予算(別紙)
議案第49号	令和8年度いわき市川前財産区特別会計予算(別紙)
議案第50号	令和8年度いわき市水道事業会計予算(別紙)
議案第51号	令和8年度いわき市工業用水道事業会計予算(別紙)
議案第52号	令和8年度いわき市病院事業会計予算(別紙)
議案第53号	令和8年度いわき市下水道事業会計予算(別紙)
議案第54号	令和8年度いわき市地域汚水処理事業会計予算(別紙)
議案第55号	令和8年度いわき市農業集落排水事業会計予算(別紙)
議案第56号	工事請負契約の変更について (いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修工事) 159
議案第57号	工事請負契約の変更について (いわき市立内郷第一中学校校舎長寿命化改修機械 設備工事) 161
議案第58号	事業委託契約について (ヨークいわきスタジアム照明LED化業務委託) 163
議案第59号	事業委託契約の変更について (常磐線湯本構内湯本こ線橋(人)補修工事委託) 165
議案第60号	財産取得について (最終処分場整備事業用地) 167
議案第61号	市道路線の認定及び変更について 169
議案第62号	市道路線の廃止について 197
議案第63号	包括外部監査契約の締結に関する件について 207
報告第1号	専決処分の報告について 209
報告第2号	債権放棄の報告について 211

議案第1号

いわき市職員倫理条例の制定について

いわき市職員倫理条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。）をいう。
- (3) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第3号の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならない。
- 3 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような

行為をしてはならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

(職員倫理規則)

第5条 市長は、第3条に規定する倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下この条及び次条において「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(贈与等の報告)

第6条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供應接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下この条において「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、任命権者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員倫理規則で定める事項

(報告書の保存及び閲覧)

第7条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した任命権者

において、当該受理の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものとして任命権者が認める事項に係る部分については、この限りでない。

（倫理監督者）

第8条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員の倫理を監督する者（次項において「倫理監督者」という。）を置く。

2 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、任命権者の指示に従い、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 第6条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

議案第2号

いわき市長の給与の特例に関する条例の制定について

いわき市長の給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市長の給与の特例に関する条例

市長の給料月額は、令和8年4月1日から同月30日までの間において、いわき市長等の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第19号）第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定の適用については、同項第1号中「1,089,000円」とあるのは、「980,100円」とする。ただし、退職手当（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当をいう。）の額の算出の基礎となる給料月額は、同号に掲げる額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和8年4月30日限り、その効力を失う。

議案第3号

いわき市アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

いわき市アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように
に制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内田広之

いわき市アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(いわき市下水道条例の一部改正)

第1条 いわき市下水道条例（昭和43年いわき市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第2号中「専属の」を削り、「1人以上有し、配管工2人以上を常時使用できる」を「選任し、配管工を使用できる」に改める。

第7条の4第3号中「専属の」を「選任している」に改める。

(いわき市都市公園条例の一部改正)

第2条 いわき市都市公園条例（昭和44年いわき市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第12条の10第1項第1号中「掲示する」を「掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表する」に改め、同項第2号中「前号の掲示」を「前号に規定する公示」に、「同号の掲示」を「同号に規定する公示」に、「その掲示」を「その公示」に改め、同条第2項中「備え付け、関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない」を「インターネットの利用その他の方法により公表するものとする」に改める。

(いわき市民の消費生活を守る条例の一部改正)

第3条 いわき市民の消費生活を守る条例（昭和58年いわき市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条を次のように改める。

第15条及び第16条 削除

第19条第2項及び第3項を削る。

第20条第1項中「第15条、第17条又は前条第2項（同条第3項においてみなされた場合を含む。）」を「第17条」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条第1項中「、第22条又は前条」を「又は第22条」に改める。

(いわき市駐車場条例及びいわき市自転車等駐車場条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「掲示する」の次に「とともに、インターネットの利用その他の方法により公表する」を加える。

- (1) いわき市駐車場条例（昭和61年いわき市条例第26号）第13条第2項
- (2) いわき市自転車等駐車場条例（平成5年いわき市条例第51号）第7条第2項

(いわき市工場等立地促進条例の一部改正)

第5条 いわき市工場等立地促進条例（平成4年いわき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（調査等）」に改め、同条第1項中「その職員に、当該事業者の工場等に立ち入って、帳簿、書類等その他」を「当該職員に」に改め、同条第2項中「立入調査をする職員」を「調査をする職員であって、事業者の工場等に立ち入るもの」に改める。

(いわき市市営住宅管理条例の一部改正)

第6条 いわき市市営住宅管理条例（平成9年いわき市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の2号を加える。

- (6) 市ホームページ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

(いわき市屋外広告物条例の一部改正)

第7条 いわき市屋外広告物条例（平成10年いわき市条例第49号）の一部を次の

ように改正する。

第29条第1項中「屋外広告業者登録簿」の次に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加える。

(いわき市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第8条 いわき市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成10年いわき市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「営業所ごとに置かれる」を削る。

第11条第1項中「営業所ごとに専任の」を削る。

第12条第1項中「実地に」を削る。

(いわき市本社機能移転等事業者支援条例の一部改正)

第9条 いわき市本社機能移転等事業者支援条例（平成29年いわき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（調査等）」に改め、同条第1項中「、当該事業者の事業所に立ち入って、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係人に質問させ」を「必要な事項を調査させ」に改め、同条第2項中「規定により立入調査をする職員」を「規定に基づく調査をする職員であって、事業者の事業所に立ち入るもの」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市下水道条例第7条の2第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る指定工

事店の指定について適用し、施行日前の申請に係る指定工事店の指定については、なお従前の例による。

3 第8条の規定による改正後のいわき市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条の規定は、施行日以後の申請に係る保守点検業者の登録について適用し、施行日前の申請に係る保守点検業者の登録については、なお従前の例による。

議案第4号

いわき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について

いわき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように
に制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内田広之

いわき市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雜則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他

の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定によ

り当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなけ

ればならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（1）日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（2）特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（3）食事の提供に要する費用

- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならぬ。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の

心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければなら

ない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取り扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に

従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲

げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金条例及びいわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例の廃止について

いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金条例及びいわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金条例及びいわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金条例（昭和50年いわき市条例第65号）
- (2) いわき市高齢者等に対する肉用雌牛貸付条例（昭和50年いわき市条例第66号）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

いわき市情報公開条例の改正について

いわき市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市情報公開条例の一部を改正する条例

いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされるとのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第4条を次のように改める。

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政情報の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第5条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に、「行政情報（第5号に掲げるものについては、そのものの有する利害関係に係る行政情報に限る。）」を「当該実施機関の保有する行政情報」に改め、各号を削る。

第7条中「場合は」を「ときは」に、「ときを」を「場合を」に改め、同条第2号中「識別できる」を「識別することができる」に改め、同号イ中「、身体、健康、財産又は生活」を「、健康、生活又は財産」に改め、同号ウ中「氏名」を「当該職務遂行の内容」に改め、同条第3号中「開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号ただし書中「当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害又は侵害から人の生命、身体、健康、財産又は生活」を「人の生命、健康、生活又は財産」に改め、同号に次のように加える。

ア 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされてい

るものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第7条第4号中「、人の生命、身体、財産等の保護」を削り、「ある」の次に「と実施機関が認めることにつき相当の理由がある」を加え、同条第5号を削り、同条第6号中「内部又は市の機関と国等の機関との間の」を「、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共団体（次号において「市の機関等」という。）の内部又は相互間における」に、「、協議等」を「又は協議」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、市の機関等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7条第7号を削る。

第8条を次のように改める。

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第11条第3項中「した場合において」を「したときは」に改める。

第15条中「場合」を「とき」に、「ときを除き」を「場合を除き」に改め、同条第1号中「とき。」を「場合」に改め、同条第2号中「とき」を「場合」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年いわき市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2 法によらない事務の表7の項を削り、同表8の項中「いわき市父子、母子等奨学資金支給条例」を「いわき市ひとり親家庭等応援金支給条例（令和7年いわき市条例第1号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定による廃止前のいわき市父子、母子等奨学資金支給条例」に改め、同項を同表7の項とし、同表9の項から同表23の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

いわき市職員の給与に関する条例の改正について

いわき市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内田広之

いわき市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「70,600円」を「77,000円」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「」の」を「」及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
附則第3項の前の見出し及び同項から第10項までを削る。

附則第11項中「附則第13項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第12項を附則第4項とする。

附則第13項中「附則第15項」を「附則第7項」に、「附則第11項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第14項を附則第6項とする。

附則第15項中「附則第11項」を「附則第3項」に、「附則第13項」を「附則第

5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第16項中「附則第13項」を「附則第5項」に、「附則第11項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第17項中「附則第11項」を「附則第3項」に、「附則第13項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(市長への委任)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

(いわき市職員の退職手当に関する条例及びいわき市職員の分限に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「附則第11項」を「附則第3項」に改める。

(1) いわき市職員の退職手当に関する条例（昭和41年いわき市条例第25号）附則第15項及び第16項

(2) いわき市職員の分限に関する条例（令和6年いわき市条例第4号）附則第3項の前の見出し並びに同項及び第4項

(いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

4 いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年いわき市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を削る。

(いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 いわき市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年いわき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「附則第11項から第17項まで」を「附則第3項から第9項まで」に改める。

議案第 9 号

いわき市職員等の旅費に関する条例の改正について

いわき市職員等の旅費に関する条例の全部を改正するため、いわき市職員等の旅費に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市職員等の旅費に関する条例

いわき市職員等の旅費に関する条例（昭和41年いわき市条例第23号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条—第12条）

第3節 宿泊費等（第13条—第15条）

第4節 転居費等（第16条—第18条）

第5節 その他の種目（第19条・第20条）

第3章 雜則（第21条—第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項の職員をいい、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を含む。以下同じ。）及び職員以外の者（地方自治法第203条の2第1項の職員を除く。以下同じ。）に対し支給する旅費（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員及び職員以外の者にあっては、費用弁償。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同

じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。

- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員のうち本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他市長が定める職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の市長が規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。
- (8) 市長等 市長、副市長、常勤の監査委員、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。
- (9) 職務の級 いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない職員については市長が規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。
- (10) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟

姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第18条第1項第2号ア、イ又はエに規定する場合における外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補

助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の法令に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市長が規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市長が規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場

合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下この条において「旅行命令書等」という。）に市長が規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び

概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払を担当する者（以下この条並びに第27条第1項及び第2項において「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を出したものとみなす。
- 6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、市長が規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則 (旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市長が規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつ

て、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金 (内国旅行にあっては市長等に限り、外国旅行にあっては市長等及び職務の級が 7 級以上の者に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級 (市長等が移動する場合には、最上級) 、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級 (等級が 3 以上に区分された船舶により職務の級が 6 級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級) の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機 (航空法 (昭和27年法律第231号) 第 2 条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市長が規則で定めるものをいう。次項及び次条第 1 項において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等が移動するときは、最上級の運賃の額 (運賃の等級が 3 以上に区分された航空機の場合は、最上級の直近下位の運賃の額) とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げる費用のうち市長が規則で定める自家用自動車を使用して旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項の規定により計算した路程に、1キロメートルにつき37円を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

- (1) 市長等 指定職職員等
- (2) 前号に掲げる者以外の職員 職務の級が10級以下の者

2 当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が規則で定める場合の宿泊費の額は、前項の規定にかかわらず、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用

とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

2 宿泊手当の額は、この条例及びこれに基づく規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、第1項に規定する宿泊手当の額とする。ただし、この条例及びこれに基づく規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次の各号のいずれかの方法により算定される額（旅行命令権者が当該各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認める場合には、現に行った運送について、当該各号に掲げる方法により算定した額の合計額）とする。ただし、外国旅行においては、容積又は重量に応じて市長

が規則で定める額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるとき（現に行った運送について、前2号及びこの号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときを除く。）は、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例及びこれに基づく規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとし

て算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて市長が規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて市長が規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、市長が規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17

条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の法令の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が規則で定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のいわき市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前のいわき市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び附則第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第5項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 いわき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年いわき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「旅行について費用弁償として旅費を支給する」を「費用を弁償する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額は、いわき市職員等の旅費に関する条例（令和8年いわき市条例第 号）の規定により、給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級が6級以下の職員が受けるべき額に相当する額とする。

第4条第3項を削る。

第5条中「額並びに支給方法」を「支給」に改める。

別表を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

（いわき市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

7 いわき市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和41年いわき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いわき市長等の給与に関する条例

第1条中「及び旅費」を削る。

第3条第1項中「別表の」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長 1,089,000円
- (2) 副市長 891,000円
- (3) 常勤の監査委員 667,000円

第5条を削る。

第6条中「及び旅費」を削り、同条を第5条とする。

別表を削る。

（いわき市固定資産評価審査委員会条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣されるいわき市職員の待遇等に関する条例の一部改正）

8 次に掲げる条例の規定中「昭和41年いわき市条例第23号」を「令和8年いわき市条例第 号」に改める。

- (1) いわき市固定資産評価審査委員会条例（昭和41年いわき市条例第32号）第

13条

(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるいわき市職員の処遇等に関する条例（平成6年いわき市条例第2号）第7条

（いわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

9 いわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年いわき市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条（見出しを含む。）中「及び旅費」を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表を削る。

（いわき市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

10 いわき市水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年いわき市条例第83号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いわき市水道事業管理者の給与に関する条例

第1条中「及び旅費」を削る。

第5条を削る。

第6条中「及び旅費」を削り、同条を第5条とする。

別表を削る。

（いわき市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部改正）

11 いわき市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例（昭和44年いわき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「旅行について費用弁償として旅費を支給する」を「費用を弁償する」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定による費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雜費及び死亡手当とし、その額は、いわき市職員等の旅費に関する条例（令和8年いわき市条例第 号。次項において「旅費条例」という。）の規定により、いわき市職員の給与に関する条例（昭和41年いわき市条例第21号）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料

表の職務の級が 6 級以下の職員が受けるべき額に相当する額とする。

第14条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

別表第 3 を削る。

(いわき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

12 いわき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成19年いわき市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いわき市病院事業管理者の給与に関する条例

第 1 条中「及び旅費」を削る。

第 4 条第 3 項中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条中「及び旅費」を削り、同条を第 6 条とする。

別表を削る。

(市長への委任)

13 附則第 2 項から第 5 項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

区分	報酬額
教育委員会委員	月額120,000円
監査委員	識見を有する者 月額139,000円
	議員 月額68,000円
選挙管理委員会	委員長 月額68,000円
	委員 月額52,000円
公平委員会	委員長 月額52,000円
	委員 月額42,000円
農業委員会	会長 月額93,000円
	会長職務代理者 月額68,000円
	委員 月額55,000円
	農地利用最適化推進委員 月額55,000円
固定資産評価審査委員会委員	日額8,300円
附属機関の委員	日額8,300円（介護認定審査会委員、障害支援区分判定審査会委員及び災害弔慰金等支給審査委員会委員にあつては、20,000円）
土地区画整理評価員	日額8,300円
社会教育委員	日額8,300円
スポーツ推進委員	年額41,000円
専門委員	月額300,000円の範囲内で市長が定める額
選挙長	日額12,200円
投票所の投票管理者	日額14,500円
期日前投票所の投票管理者	日額12,800円
開票管理者	日額12,200円
投票所の投票立会人	日額12,400円

期日前投票所の投票立会人		日額10,900円
開票立会人及び選挙立会人		日額10,100円
川部財産区管理会委員		日額8,200円
常磐湯本財産区管理会	会長	年額68,000円
	委員	年額57,000円
磐崎財産区管理会	会長	年額103,000円
	委員	年額79,000円
澤渡財産区管理会	会長	年額68,000円
	委員	年額57,000円
田人財産区管理会	会長	年額103,000円
	委員	年額79,000円
川前財産区管理会	会長	年額103,000円
	委員	年額79,000円

備考

- 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人については、その職務に従事した日からその翌日まで継続して当該職務に従事した場合であっても、その勤務は、1日の勤務とみなす。
- 投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人の報酬については、投票に立ち会つた時間が投票時間（投票所又は期日前投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間をいう。）の2分の1以下の場合は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。

議案第10号

いわき市行政財産使用料条例の改正について

いわき市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

いわき市行政財産使用料条例（昭和44年いわき市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により算出して得た1件の使用料の額が100円に満たないときは、これを100円とする。

別表中「850円」を「1,000円」に、「18円」を「22円」に、「26円」を「31円」に、「38円」を「46円」に、「51円」を「61円」に、「77円」を「92円」に、「100円」を「120円」に、「180円」を「220円」に、「260円」を「310円」に、「510円」を「610円」に、「870円」を「900円」に、

「
[

		市有地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び算式(2)により算出される額の合計額に1.1を乗じて得た額 市有地以外の土地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び算式(3)により算出される額の合計額に1.1を乗じて得た額
--	--	---

]
」

を

「
[

		市有地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び算式(2)により算出される額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に1.1を乗じて得た額 市有地以外の土地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び算式(3)により算出される額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に1.1を乗じて得た額
--	--	---

]
」

に改め、同表備考第2項中「面積」を「使用する面積」に改め、同表備考に次の1項を加える。

4 この表に基づき算出した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第11号

いわき市税特別措置条例の改正について

いわき市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市税特別措置条例の一部を改正する条例

いわき市税特別措置条例（昭和59年いわき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域経済牽引事業促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する区域をいう。

第10条を第11条とする。

第9条中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条の次に次の1条を加える。

（地域経済牽引事業促進区域における課税免除）

第6条 地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項に規定する基本計画（地域経済牽引事業促進法第5条第1項又は第2項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）において定められた地域経済牽引事業促進区域内において、当該同意（令和10年3月31日までに行われた同意に限る。）の日（以下この条において「同意日」という。）から令和10年3月31日までの間に、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業（以下この条において「承認地域経済牽引事業」という。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するもの又は機械及び装置（承認地域経済牽引事業のためのものであつて、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第3号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に掲げるものに限る。）（以下この条において「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（次項において「承認地域経済牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋、構築物並びに機械

及び装置（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものとを除く。）並びにこれらの敷地である土地（同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋若しくは構築物の建設又は当該機械及び装置の設置の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

2 市長は、前項の規定による免除を受けた者が、承認地域経済牽引事業者としての承認を取り消されたとき又は虚偽の申請その他不正の行為により当該免除を受けた者であると認めるときは、当該免除を取り消すことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

いわき市集会所条例の改正について

いわき市集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市集会所条例の一部を改正する条例

いわき市集会所条例（昭和52年いわき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表いわき市折戸集会所の項、いわき市根小屋集会所の項、いわき市本町集会所の項及びいわき市折松集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

いわき市国民健康保険税条例の改正について

いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いわき市国民健康保険税条例（昭和41年いわき市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。」」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（第4号において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「第5条の3及び第5条の7において」を「以下」に改める。

第5条の2第1号中「次号、第5条の6及び第17条第1項において」及び「第3号、第5条の6及び第17条第1項において」を「以下」に改める。

第5条の10の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第5条の11 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者

均等割額)

第5条の12 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第5条の13 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第5条の14 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第17条第1項中「26万円)並びに」を「26万円)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について840円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円
- (イ) 特定世帯 280円
- (ウ) 特定継続世帯 420円

第17条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保

險者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について600円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

第17条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について240円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

第17条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第17条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額)は」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の11の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の12の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の13の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第17条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「おける第3条」の次に「、第5条の3、第5条の7、第5条の11」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後のいわき市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第14号

いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例の改正について

いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内田広之

いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例の一部を改正する条例

いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例（令和7年いわき市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

いわき市農業集落排水処理施設条例の改正について

いわき市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内田広之

いわき市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

いわき市農業集落排水処理施設条例（平成13年いわき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 基本料の項中「2,170円」を「3,220円」に改め、同表人員割料の項中「440円」を「640円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第16号

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の改正
について

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の一部 を改正する条例

いわき市地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例（平成18年いわき市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1 排せつ管理支援用具の項中「11,300円」を「12,000円」に、「8,600円」を「9,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に決定する日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与に係る手数料について適用し、同日前に決定した日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第17号

いわき市保健衛生関係手数料条例の改正について

いわき市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内田広之

いわき市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

いわき市保健衛生関係手数料条例（平成12年いわき市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の申請に対する審査の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

議案第18号

いわき市立小学校及び中学校条例の改正について

いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内田広之

いわき市立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

いわき市立小学校及び中学校条例（昭和41年いわき市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表いわき市立久之浜第二小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

議案第19号

いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の改正について

いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

いわき市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年いわき市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

いわき市敬老祝金支給条例の改正について

いわき市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

いわき市敬老祝金支給条例（昭和42年いわき市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「5万円」を「3万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前のいわき市敬老祝金支給条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定に基づき、この条例の施行の日前に敬老祝金の受給資格を有していた者で、この条例の施行の日の前日までにその支給を受けていないものについては、改正前の条例第3条の規定は、なおその効力を有する。

議案第21号

いわき市中央卸売市場業務条例の改正について

いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第37条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

いわき市工場等立地促進条例の改正について

いわき市工場等立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市工場等立地促進条例の一部を改正する条例

いわき市工場等立地促進条例（平成4年いわき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「平成25年総務省告示第405号）による」を「令和5年総務省告示第256号）に定める製造業をいう」に改め、同号イ中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第5項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項」に、「集積業種として指定された」を「同条第2項第5号に掲げる事項に定められた」に改める。

第3条第1項第1号中「新設奨励金」を「新增設奨励金」に改め、同項第3号中「増設奨励金」を「大規模投資奨励金」に改め、同条第2項中「別表左欄」を「別表第1欄」に、「同表中欄」を「同表第2欄」に、「同表右欄」を「同表第3欄に掲げる交付区分に応じ、それぞれ同表第4欄」に改める。

第5条第1号中「工場等を」を「投下固定資産を」に、「工場等が」を「投下固定資産が」に改め、同条第2号中「工場等を当該工場等」を「投下固定資産を当該投下固定資産」に改める。

別表を次のように改める。

（「次のように」は別紙）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に用地の売買契約又は賃貸借契約の締結が行われる新

設奨励金及び特定新設奨励金に係る工場等の新設並びに同日前に操業の開始の日がある増設奨励金に係る工場等の新設又は増設については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

工場等立地奨励金	交付要件	交付区分	交付額
新增設奨励金	<p>事業者が本市の区域内で工場等の新設又は増設を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するものであること。ただし、特定新設奨励金又は大規模投資奨励金の交付要件に該当する場合を除く。</p> <p>(1) 投下固定資産総額（投下固定資産の取得価額の合計額をいう。以下同じ。）が5,000万円以上（大企業（資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人をいう。以下同じ。）にあっては、1億円以上）であること。</p> <p>(2) 工場等の新設又は増設に係る操業の開始の日における当該工場等における従業員の数から規則で定めるところにより算出した従業員の数を減じた数（以下この項において「第1従業員数」という。）及び工場等の新設又は増設に係る操業の開始の日から1年を経過する日における当該工</p>	<p>ア 第1従業員数又は第2従業員数のいずれか少ない数が0人かつ市内発注率（投下固定資産総額に対する市内企業（本市の区域内に事務所又は事業所を有する会社及び個人をいう。以下同じ。）に発注する工場等の新設又は増設に要する額の割合をいう。以下この項において同じ。）が100分の30未満の場合</p> <p>イ 第1従業員数若しくは第2従業員数のいずれか少ない数が1人以上10人未満又は市内発注率が100分の50以上の場合</p>	<p>投下固定資産総額に100分の3を乗じて得た額であつて、1億円を超えない額</p> <p>投下固定資産総額に100分の4を乗じて得た額であつて、3億円を超えない額</p>

	<p>場等における従業員の数から規則で定めるところにより算出した従業員の数を減じた数（以下この項において「第2従業員数」という。）がいずれも0人以上であること。</p> <p>(3) 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に用地取得（一体性を有する用地についての一の取得をいう。以下同じ。）又は借地（一体性を有する用地についての一の借地をいう。以下同じ。）をすること（工場等の新設（工場等又は第2条第1号アからウまでに規定する事業の用に供する設備を新たに設置し、又は他から取得をすることをいう。以下同じ。）の場合に限る。）。</p> <p>(4) 用地取得又は借地の契約締結の日から3年以内（規則で定める場合にあっては、5年以内）に操業を開始すること（工場等の新設の場合に限る。）。</p>	<p>上100分の80未満の場合（ウに掲げる場合を除く。）</p> <p>ウ 次のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 第1従業員数若しくは第2従業員数のいずれか少ない数が10人以上又は市内発注率が100分の80以上の場合</p> <p>(イ) 第1従業員数又は第2従業員数のいずれか少ない数が1人以上10人未満かつ市内発注率が100分の50以上100分の80未満の場合</p>	額
特定新設奨励金	事業者が規則で定める地域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた工業専用地域、工業地	ア 第1従業員数又は第2従業員数のいずれか少ない数が0人か	投下固定資産 総額に100分の3を乗じて得

<p>域若しくは準工業地域内で工場等の新設を行う場合で、次の各号のいずれにも該当するものであること。ただし、大規模投資奨励金の交付要件に該当する場合を除く。</p>	<p>つ市内発注率（投下固定資産総額に対する市内企業に発注する工場等の新設に要する額の割合をいう。以下この項において同じ。）が100分の50未満の場合</p>	<p>た額及び用地の取得額（当該用地が工場等の立地に当たり整備を必要とする場合は、規則で定める算定基準に従い整備に必要な費用として市長が認定した額を含む。以下この項において同じ。）の総額に100分の5（工場等の新設を規則で定める地域又は都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域内で行う場合は、100</p>
<p>(1) 投下固定資産総額が5,000万円以上（大企業にあっては、1億円以上）であること。</p>		
<p>(2) 工場等の新設に係る操業の開始の日における当該工場等における従業員の数から規則で定めるところにより算出した従業員の数を減じた数（以下この項において「第1従業員数」という。）及び工場等の新設に係る操業の開始の日から1年を経過する日における当該工場等における従業員の数から規則で定めるところにより算出した従業員の数を減じた数（以下この項において「第2従業員数」という。）がいずれも0人以上であること。</p>		
<p>(3) 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間に用地取得又は借地をすること。</p>		
<p>(4) 用地取得又は借地の契約締</p>		

<p>結の日から 3 年以内（規則で定める場合にあっては、 5 年以内）に操業を開始すること。</p>	<p>分の 20) を乗じて得た額の合計であって、 1 億円を超えない額</p>
<p>イ 第 1 従業員数 若しくは第 2 従業員数のいずれか少ない数が 1 人以上 10 人未満又は市内発注率が 100 分の 50 以上 100 分の 80 未満の場合（ウに掲げる場合を除く。）</p>	<p>投下固定資産総額に 100 分の 4 を乗じて得た額及び用地の取得価額の総額に 100 分の 5 (工場等の新設を規則で定める地域又は都市計画法第 2 章の規定により定められた工業専用地域内で行う場合は、 100 分の 20) を乗じて得た額の合計であって、 3 億円を超えない額</p>

		い額	
	<p>ウ 次のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 第1従業員数若しくは第2従業員数のいずれか少ない数が10人以上又は市内発注率が100分の80以上の場合</p> <p>(イ) 第1従業員数又は第2従業員数のいずれか少ない数が1人以上10人未満かつ市内発注率が100分の50以上100分の80未満の場合</p>	<p>投下固定資産総額に 100分の5を乗じて得た額及び用地の取得価額の総額に 100分の5(工場等の新設を規則で定める地 域又は都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域内で 行う場合は、100分の20)を乗じて得た額の合計であって、5億円を超えない額</p>	
大規模投資奨励金	事業者が規則で定める地域又は都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域、工業地域若しくは準工業地域内で工	工場等の新設又は増設に係る操業の開始の日における当該工場等の従業	5億円

<p>場等の新設又は増設を行う場合で、投下固定資産総額が50億円以上であること。</p>	<p>員の数から規則で定めるところにより算出した従業員の数を減じた数及び工場等の新設又は増設に係る操業の開始の日から1年を経過する日における当該工場等の従業員の数から規則で定めるところにより算出した従業員の数を減じた数がいずれも10人以上の場合</p>
--	--

備考

- 1 工場等立地奨励金の交付を受けようとする事業者が研究開発を行う機能を有する工場等の新設又は増設を行う場合（市長が認める場合に限る。）は、投下固定資産総額に乗ずる率に100分の5を加算する。
- 2 新増設奨励金（工場等の新設に係る部分に限る。）又は特定新設奨励金の交付を受けようとする事業者が指定集積業種に該当する事業の用に供する施設又は設備を新たに設置し、又は他から取得をする場合は、投下固定資産総額に乗ずる率に100分の5を加算する。
- 3 新増設奨励金（工場等の増設（工場等又は第2条第1号アからウまでに規定する事業の用に供する設備を新たに増設することをいう。）に係る部分に限る。）の交付を受けようとする事業者が操業の開始日の属する事業年度前の直近の決算が確定した事業年度及び操業の開始日の属する事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合は、投下固定資産総額に乗ずる率に100分の5を加算する。
 - (1) 市外販売額が市内仕入額の100分の120以上であること。

(2) 仕入額の総額に対する市内仕入額の割合が100分の50以上であること。

4 新増設奨励金又は特定新設奨励金の交付を受けようとする事業者が、工業系未利用地又は空き工場等（市長が認めるものに限る。）を活用して工場の新設を行う場合は、投下固定資産総額に乗ずる率に100分の5を加算する。

5 交付額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第23号

いわき市都市公園条例の改正について

いわき市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市都市公園条例の一部を改正する条例

いわき市都市公園条例（昭和44年いわき市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第3項」を「前項」に改める。

第14条第1項中「使用料は、」を削り、「の際徴収する」を「に係る使用料は、前納とする」に改め、同条第2項中「1年を超える」を「2会計年度以上にわたる」に、「当該年度分は許可の際、当該年度以後の分はその都度、1年分の使用料を4月」を「次年度以降の使用料は、その年度分をその年度の4月末日まで」に改める。

別表第3 2 都市公園を占用する場合の表中備考以外の部分を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可に係る使用料の徴収について適用し、施行日前の許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3 2 都市公園を占用する場合の表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る使用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

2 都市公園を占用する場合

占用物件	単位	金額
第1種電柱	1本につき1年	570円
第2種電柱		880円
第3種電柱		1,200円
第1種電話柱		510円
第2種電話柱		820円
第3種電話柱		1,100円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円
地下に設ける電線その他の線類		3円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円
郵便差出箱及び信書便差出箱		430円
送電塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	22円
		31円
		46円
		61円
		92円
		120円

	上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	220円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	310円	
	外径が1メートル以上のもの	610円	
旗 ざ お	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに際し、設ける仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日	20円
	工事用材料の置場その他これに類するもの		30円

議案第24号

いわき市道路占用料条例の改正について

いわき市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月19日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市道路占用料条例の一部を改正する条例

いわき市道路占用料条例（昭和44年いわき市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

（「次のよう」は別紙）

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

占用物件	占用料	
	単位	金額
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1年 円 570
	第2種電柱	880
	第3種電柱	1,200
	第1種電話柱	510
	第2種電話柱	820
	第3種電話柱	1,100
	その他の柱類	51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 5
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年 3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 500
変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年 310
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年 1,000
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年 900
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年 1,000
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 22
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの	につき1年 31
	外径が0.1メートル以上0.15メー トルのもの	46

		トル未満のもの				
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		92		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		220		
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		310		
		外径が1メートル以上のもの		610		
法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条第 2項第5号 に規定する 自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	地下に設け るもの	長さ1メートル につき1年	3	
		その他のもの		10		
	その他のも の	道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類		1本につき1年	820	
		上空に設け るもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	510		
		地下に設け るもの		310		
その他のもの				1,000		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方	1,000		

法第32条 第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき 1年	Aに0.004 を乗じて 得た額
		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008 を乗じて 得た額
	上空に設ける通路			450
	地下に設ける通路			270
	その他のもの			1,000
法第32条 第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	9
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	90
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」といいう。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	90
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	900
	標識		1本につき1年	820
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	90

幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	90
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
	その他のもの		450
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	90
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.004を乗じて得た額
	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	階数が2のもの		

	<p>階数が3以上の もの</p>	Aに0.008 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.026 を乗じて 得た額
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物	Aに0.022 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.015 を乗じて 得た額
政令第7 条第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物	Aに0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.015 を乗じて 得た額
政令第7 条第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの	Aに0.022 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.026 を乗じて 得た額

政令第7 条第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自動車専用道路 (高架のものに限る。) の路面下 に設けるもの	A に 0.022 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて 得た額
	その他のもの	A に 0.034 を乗じて 得た額
政令第7条第14号及び第15号に掲げる施設		A に 0.034 を乗じて 得た額

